

令和 5 年度「白樺高校との連携」の基本的な考え方

- 令和 5 年度に実施する事業の基本的な考え方を下記項目に基づいて、担当委員が整理する。
 - 芽室町議会の理念である「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を大前提として、それぞれの項目にふさわしい内容を整理する。
 - 申し送り事項の要素としても意識し、次の担当委員が理解・認識できるように整理する。
 - PDMシートで自己評価することを想定して具体的に記載する。
 - 議長の諮問に係る答申内容（議会・議会改革諮問会議）を踏まえて記載する。
- 1 事業の根拠（条例・規則・規程、連携協定等を箇条書で記載する）
 - (1) 芽室町自治基本条例第 3 条第 6 号（議会と議員活動の原則）
 - (2) 芽室町議会基本条例第 2 条第 4 項（基本理念）
 - (3) 包括連携協定書第 1 条（目的）・2 条（連携事項）
 - 2 事業の目標
 - (1) 広く町民（若い世代）の意思を把握し、町政に的確に反映させる。（議会基本条例第 2 条第 4 項）
 - (2) 議員との交流を通じ、異世代とのコミュニケーション能力を磨く（白樺高校実施要綱）。
 - (3) 地方自治の担い手としての意識を持たせる（白樺高校実施要綱）。
 - 3 これまでの経過と課題（R 4 事業の総括と連動させて記載する）
 - (1) 平成 28 年から実施していた意見交換を、同 30 年に連携協定締結へと発展させ、毎年双方で協議を重ねながら、事業内容（1・3 年生別）を確定させ実施している。
 - (2) 令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全議員での対応が困難ながらも、事業を継続実施している。
 - (3) 事業目標である高校生の声を政策に反映するための議論ができていない。
 - 4 令和 5 年度事業実施のポイント（目標達成・課題解決のための手段や方策）
 - (1) 議会として、事業実施前に事業の目的と目標を明確にし、議会内の共通認識を図り、それを踏まえて、学校との協議・調整により双方の共通認識を図ってから、事業に取り組む手順とする。

- (2) 学年（1・3年）別の事業については、（1）を前提として学校側と協議し、目標達成に向けた事業内容の詳細を協議・検討する。
- (3) 高校生の声を政策に反映させるべく議員間討議を事業終了後に実施する。（P・D・C・D・Aの「C（チェック）・D（ドゥ）」のイメージ）

学校法人白樺学園白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書

学校法人白樺学園白樺学園高等学校（以下「甲」という。）と芽室町議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- (1) 甲による乙の議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供
- (2) 乙の公の施設における甲の生徒を対象とした研修機会の提供
- (3) 乙が実施する事業への甲の教職員、生徒の参画
- (4) 甲の教職員と乙の議員、職員等との交流、研修
- (5) その他、甲乙で合意した分野における活動

（実施条件）

第3条 前項の事項を実施する際の実施条件及び実施方法、協力の形態、事業成果の利用条件等は、甲と乙がその都度協議して決定する。

（施設の利用）

第4条 甲と乙は、連携、協力するに際し、教員、議員、職員、生徒の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 連携、協力に関する経費の負担については、甲と乙がその都度協議して決定する。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の満了日までに、甲と乙の双方から特に申し出がないときには、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（補則）

第7条 この協定書に定めのない事項又は変更を要する事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年10月12日

甲 学校法人白樺学園
白樺学園高等学校校長 嶋野幸也

乙 芽室町議会議長 広瀬重雄

（原本直筆署名）